明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

令和５年
３月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第九二七号から第九四八号まで
号外　第四一号から第七〇号まで／特第一六号から特第二八号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
一	地方税法等の一部を改正する法律	三一	特25	二八
二	地方交付税法等の一部を改正する法律	三一	特25	六七
三	所得税法等の一部を改正する法律	三一	特25	七三
四	議院法制局法の一部を改正する法律	三一	特26	四
五	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律	三一	特26	四
六	関税定率法等の一部を改正する法律	三一	特26	一三
七	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律	三一	特26	一五
八	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律	三一	特26	一五
九	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律	三一	特26	一六

政令

四一	地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一	三	一三
四二	地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令	一	三	一三
四三	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令	一	三	一三
四四	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令	一	三	一三
四五	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	一	三	一三
四六	統計法施行令の一部を改正する政令	八	二	一三
四七	防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一〇	二	一三
四八	自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令	一〇	二	一三
四九	警察法施行令の一部を改正する政令	一〇	二	一三
五〇	令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	一五	二	一三
五一	令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	一五	二	一三
五二	国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令	一五	二	一三
五三	道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一七	53	三
五四	道路交通法施行令の一部を改正する政令	一七	53	三
五五	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令	一七	53	四
五六	電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一七	53	四
五七	放送法施行令の一部を改正する政令	一七	53	五
五八	電波法施行令の一部を改正する政令	一七	53	五
五九	児童福祉法施行令の一部を改正する政令	一七	53	五
六〇	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一七	53	五
六一	職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令	二三	57	四
六二	最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令	二三	57	四
六三	水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令	二三	57	四
六四	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	二三	57	五
六五	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令	二三	57	五